

## 令和4年度 第3回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和4年6月10日（金）午後3時

2. 場 所：阿見町役場 3階 301会議室

3. 出席委員：農業委員 10名

1番 柳 生 利 幸 君	1番 飯 塚 尚 志 君
2番 藤 平 清 子 君	2番 糸 賀 稔 君
3番 吉 田 和 嗣 君	3番 細 田 展 之 君
4番 本 間 保 君	4番 山 崎 翔 子 君
5番 吉 田 修 夫 君	5番 吉 田 浩 君
6番 大 塚 芳 夫 君	6番 吉 田 一 男 君
7番 島 田 辰 男 君	7番 諏 訪 原 昌 子 君
8番 小 松 崎 秀 昭 君	8番 野 口 勝 弘 君
9番 中 島 悟 君	9番 秋 葉 政 男 君
10番 横 張 清 彦 君	10番 小 見 川 清 君

4. 欠席委員：なし

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第18号 農地法第4条の規定による許可について

議案第19号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び  
農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分  
計画の決定について

報告第8号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出  
に対する決定について

報告第9号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定  
について

報告第10号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定  
について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用再配分  
計画の決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 浅野 裕治 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

農業委員会事務局 小松崎一拓 君

## 7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員10名、出席推進委員10名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、5番吉田修夫委員・6番大塚芳夫委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

### <議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 整理番号1番について説明いたします。

申請地は、上長共同墓地を中心に、北へ約500m、北東へ約350m、西へ約300m、南西へ約500m、南へ約500mの範囲内にそれぞれ位置しています。作付予定作物は水稻、さつまいも、栗などです。こちらは今年の1月に申請があり、一度取下げた案件になります。〇〇番〇〇につきましては、登記名義人が既に亡くなった渡し人の母名義となっていますが、相続人は当人一人であることを確認しています。農地法第3条第2項各号に該当する項目を、申請書類及び添付資料等にて確認しましたが、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を6番大塚芳夫委員お願いいたします。

6番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、耕作中の農地及び休耕中の農地ではありますが、管理は適正に行われております。境界についても問題なく、周辺農地への影響も、特に懸念されませんでした。

譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第17号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

### <議案第18号 農地法第4条の規定による許可について>

議長： 続いて、議案第18号 農地法第4条の規定による許可について を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第18号 農地法第4条の規定による許可について 整理番号1番について説明いたします。

申請地は、舟島小学校から東へ約250mに位置しており、周囲は宅地等により囲まれた10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いた

しました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、自己用住宅が木造平屋建て。建築面積は79.49㎡。造成計画は駐車スペースを砕石敷き均し。その他は現状のまま利用。周囲は、町道に接しない箇所に土留め工事（CB＋フェンス）を行い、用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内に浸透枳を設置、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。資金調達は住宅ローンにより賄い、他法令については、都市計画法第29条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地（島津遺跡）に含まれているので、現在届出等の手続き中でありま

す。建築を伴う案件なので、県南県民センター建築指導課との調整、また、埋蔵文化財の取扱いについて、内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番柳生利幸委員お願いたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕地の農地で、管理は適正に行われています。また、隣接境界や土地利用計画内容についても問題なく、周辺農地への影響も見受けられませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第18号 農地法第4条の規定による許可について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

#### <議案第19号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 続いて、議案第19号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第19号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

今回は、2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番について説明いたします。

申請地は本郷小学校から西へ約750mに位置しており、周囲には宅地や山林に囲まれ、10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地にも該当しないので第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

譲受人は、令和3年11月30日設立の法人で、土木工事業、とび土木工事業、舗装工事業を営んでいます。設立以前は、個人事業主として同業種を営み、青色申告書写し及び工事経歴書を添付しています。現在本社隣地を駐車場兼資材置場として借りていますが、地主側から返還を求められており、早急に代替地が必要となったことから申請に至ったものです。

計画内容は、2tダンプ2台と軽トラック1台分の駐車場と、資材置場として「砂・土

置場：それぞれ100m<sup>3</sup>」「砂利・碎石置場：それぞれ50m<sup>3</sup>」「ブロック・柵等：約50個」「一輪車10台」、通路と車返しスペースを確保します。造成計画は碎石敷き舗装で、切土盛土は行いません。農地に隣接する箇所には、ネットフェンスを設置し、雨水は自然浸透とします。なお、会社所在地から申請地までの距離は、直線で約1.2kmです。

次に整理番号2番について説明いたします。

申請地は寺子交差点から南南西へ約500mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造2階建て建築面積は71.21m<sup>2</sup>。造成計画は、現状のまま利用し緩衝地を設けます。給水は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内に浸透柵を設置、汚水雑排水は合併浄化槽で敷地内処理を行います。資金は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地には含まれておりません。

なお、県南県民センター建築指導課に確認したところ、分筆が完了しないと許可が出せないとの事でした。昨日付けで、分筆登記申請の受付資料の提出がありましたので、センターと調整の上、内容が確認された場合にあっては、許可の際には許可日及び許可地番を補正することをご了承願います。ちなみに、新しい地番は、〇〇番〇〇 499m<sup>2</sup>になります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番藤平清子委員、整理番号2番を6番大塚芳夫委員お願いいたします。

2番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。しかし、圃場の一部に三畳程度のコンクリート部分があり、利用目的が農業用のものだったのかどうかの確認がとれていません。こちらの確認をとり、場合によっては始末書の提出を求めながら、条件付きでの判断ということをお願いいたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

6番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明のとおりです。申請地は、休耕中の農地で管理は適正に行われていました。隣地境界について問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もないと考えます。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

10番： 整理番号1番についてはどうでしょうか。

事務局： 聞き取りを行い、悪質性があるかどうか、経緯の確認と始末書という流れで考えております。

議 長： 条件付きで整次第ということですね。  
他、質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第19号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について、整理番号1番については条件付きで、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

#### <議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長： 続いて、議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について  
整理番号1番から12番、地目は田で18筆、22,901㎡、地目は畑で52筆、54,360㎡、貸し手11名、借り手10名、賃貸借4件、使用貸借8件、新規設定1件、再設定5件、農業者年金の移譲年金の更新6件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「質疑なし」との声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより議案第20号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。  
(全員挙手)  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議長： 続いて、議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について  
農地中間管理事業の一括方式による契約となります。  
整理番号1番から7番、地目は田で1筆、2,074㎡、地目は畑で8筆、15,947㎡、貸し手7名、借り手2社と2名、賃貸借3件、使用貸借4件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
5番： 整理番号1番の賃料は10a単価でしょうか。  
事務局： 確認いたします。  
10a当たり10,000円となります。  
議長： 他、質疑はありませんか。  
(「質疑なし」との声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について採決いたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり決定いたします。  
以上で本日の議案は全て終了いたしました。

<報告事項>

- 議長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事務局： 報告第8号 農地法第3条の規定による届出の受理について 大字吉原地内で1件です。
- 報告第9号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 大字荒川本郷地内ほか1件です。
- 報告第10号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について よしわら一丁目ほか15件です。
- 報告第11号 農地法18条第6項の規定による通知書の受理について 大字福田地内ほか7件です。
- 報告第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用再配分計画の決定について 大字大形地内ほか2件です。
- 阿見町農業委員会事務局処理規程第6条に基づき専決処分したので報告させていただきます。
- 議長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事務局： その他（事務連絡）
- ①現地調査及び総会の予定
- 7月現地調査 7月 8日（金）当番委員 7番 島田辰男委員  
当番委員 8番 小松崎秀昭委員
- 7月定例総会 7月11日（月）
- ②今後の予定
- さわやかフェアの参加について  
10月23日（日）今年度は見送りとします。
- じゃがいも収穫体験  
6月29日（水）荒川沖幼稚園 予定  
6月30日（木）さくら保育園 予定
- 新任農業委員・推進委員研修会  
7月14日（木）

- 議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印